

第50号議案

中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出

中間市長 松下 俊男

中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例（平成22年中間市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「寄与するため」を「寄与するとともに、情報発信の拠点として市民や市外からの来訪者に中間市（以下「市」という。）の観光、歴史、文化、産業等を広く紹介する機能を果たすため」に改める。

第4条中「午前8時30分」を「午前9時」に改め、同条ただし書中「中間市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条第1号中「月曜日」を「火曜日」に改め、同条第3号中「委員会」を「市長」に改める。第6条を削る。

第7条中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条を第6条とする。

第8条中「委員会」を「市長」に改め、同条を第7条とする。

第9条前段中「委員会」を「市長」に改め、同条中「委員会はその」を「市は、その」に改め、同条を第8条とする。

第10条第3項中「還付しない」を「、還付しない」に改め、同項ただし書中「委員会」を「市長」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「委員会は、中間市又は委員会」を「市長は、市」に、「及び委員会」を「又は市長」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条第1項中「第9条」を「第8条」に改め、同条第2項中「委員会」を「市」に改め、同条を第12条とする。

第14条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、同項本文中「ときは、」の次に「当該」を加え、同項中「その」を「、その」に改め、同項ただし書中「委員会」を「市長」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条第3号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3）観光事業に関する業務

第16条を第15条とする。

第17条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条を第16条とし、第18条を第17条とする。

第19条中「還付しない」を「、還付しない」に改め、同条ただし書中「、その他」を「その他」に、「認められる」を「認める」に改め、同条を第18条とする。

第20条中「、その他」を「その他」に改め、同条を第19条とする。

第21条中「委員会」を「市長」に改め、同条を第20条とする。

別表中「第10条」を「第9条」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市民の交流拠点として、生涯学習の振興や活力ある地域社会の実現に<u>寄与するとともに、情報発信の拠点として市民や市外からの来訪者に中間市（以下「市」という。）の観光、歴史、文化、産業等を広く紹介する機能を果たすため</u>、中間市地域交流センター（以下「交流センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市民の交流拠点として、生涯学習の振興や活力ある地域社会の実現に<u>寄与するため</u>、中間市地域交流センター（以下「交流センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(開館時間)</p> <p>第4条 交流センターの開館時間は、<u>午前9時から午後6時までとする</u>。ただし、<u>市長</u>が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第4条 交流センターの開館時間は、<u>午前8時30分から午後6時までとする</u>。ただし、<u>中間市教育委員会（以下「委員会」という。）</u>が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</p>
<p>(休館日)</p> <p>第5条 交流センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>火曜日</u>。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第5条 交流センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>月曜日</u>。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。</p>

(2) (略)

(3) 前2号の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(使用の許可)

第6条 交流センターを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、交流センターの使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(2) (略)

(3) 前2号の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(管理)

第6条 交流センターは、委員会が管理する。

(使用の許可)

第7条 交流センターを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 委員会は、交流センターの使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

(1) 営利を目的とするとき。

(2) (略)

(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用の条件)

第7条 市長は、前条第1項の使用の許可をするときは、施設の管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し、使用条件の変更、使用制限若しくは停止又は退去させることができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償その他の責を負わない。

(1)～(4) (略)

(使用料)

第9条 (略)

2 (略)

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、市が主催若しくは共催する行事に交流センターを使用するとき、又は市長が特に必要と認めるときは、規則で定めると

(使用の条件)

第8条 委員会は、前条第1項の使用の許可をするときは、施設の管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し、使用条件の変更、使用制限若しくは停止又は退去させることができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、委員会はその賠償その他の責を負わない。

(1)～(4) (略)

(使用料)

第10条 (略)

2 (略)

3 既納の使用料は還付しない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第11条 委員会は、中間市又は委員会が主催若しくは共催する行事に交流センターを使用するとき、及び委員会が特に必要と認めるとき

ころにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(目的外使用及び権利の譲渡等の禁止)

第11条 (略)

(原状回復)

第12条 使用者は、使用を終了したとき、又は第8条の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに設備その他を使用者の負担において、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しない場合は、市がこれを行い、その費用を使用者から徴収するものとする。

(損害賠償等)

第13条 使用者が交流センターの使用に際し、施設又は備品等附属設備を破損又は滅失したときは、当該使用者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

2 (略)

(指定管理者による管理)

は、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(目的外使用及び権利の譲渡等の禁止)

第12条 (略)

(原状回復)

第13条 使用者は、使用を終了したとき、又は第9条の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに設備その他を使用者の負担において、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しない場合は、委員会がこれを行い、その費用を使用者から徴収するものとする。

(損害賠償等)

第14条 使用者が交流センターの使用に際し、施設又は備品等附属設備を破損若しくは滅失したときは、使用者はその損害を賠償しなければならない。ただし、委員会が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

2 (略)

(指定管理者による管理)

第14条 (略)

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 観光事業に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、交流センターの管理を行わなければならない。

2 (略)

(利用料金)

第17条 (略)

2・3 (略)

(利用料金の還付)

第15条 (略)

(指定管理者の業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、法令、条例、この条例に基づく規則その他委員会が定めるところに従い、交流センターの管理を行わなければならない。

2 (略)

(利用料金)

第18条 (略)

2・3 (略)

(利用料金の還付)

第18条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、災害その他不可抗力により使用できなくなったときその他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第19条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときその他市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表 (第9条関係)

中間市地域交流センター室別使用料金表

(略)

備考 宿泊時の使用料金は、午後5時から翌日の午前8時30分までの実使用時間とする。

第19条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第20条 指定管理者は、公益上必要があると認められるとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

別表 (第10条関係)

中間市地域交流センター室別使用料金表

(略)

備考 宿泊時の使用料金は、午後5時から翌日の午前8時30分までの実使用時間とする。